

フリースクール連携推進事業実施要項

1 趣 旨

不登校児童生徒の学校復帰に向け取り組む民間施設に対し、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を目指す取組、学習評価等に関する協働システム構築の取組について実践研究を委託するとともに、学校との新たな連携を推進し、学習評価活動を軸とした民間施設と学校との「協働」をシステム化することにより、意欲ある児童生徒の進路希望の実現を支援する。

2 調査研究の委託

京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は不登校児童生徒の民間施設に係るガイドラインに適合する民間施設に調査研究を委託する。

3 委託期間

原則として1か年とする。

4 調査研究の実施

委託を受けた民間施設は、教育長の指導助言の下、次の(1)若しくは(2)のいずれか又は(1)及び(2)の双方の事項について調査研究を行う。

(1) 不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を目指す取組

- ア 不登校児童生徒及び保護者への効果的な支援の在り方について
- イ 不登校児童生徒を支援する学習、体験活動プログラムの開発について
- ウ 学校との連携の在り方について

(2) 学習評価等に関する協働システム構築の取組

- ア 学習評価に関する民間施設と学校との連携の在り方について
- イ 専門家を交えての学習評価等に関する研修を含めた連絡・連携会議等の実施

5 委託手続

- (1) 4の(1)について調査研究の委託を受けようとする民間施設にあっては、別紙様式1、4の(2)について調査研究の委託を受けようとする民間施設にあっては別紙様式2による実施計画書を、4の(1)及び4の(2)について調査研究の委託を受けようとする民間施設にあっては別紙様式1及び2による実施計画書を教育長に提出するものとする。
- (2) 教育長は、(1)により提出された実施計画書の内容が適切であると認めた場合は、本調査研究を当該民間施設に委託する。

6 委託経費の取扱い

- (1) 教育長は、予算の範囲内で本調査研究に要する経費を、委託費として支出する。

(2) 調査研究の実施過程において、調査研究実施計画について変更する必要があるときは、速やかに教育長に報告しその指示を受けるものとする。ただし、委託費の総額に影響を及ぼさない範囲内で、実施計画書の所要経費の経費項目毎の20%以内の額を変更する場合（その金額が5万円に満たない場合は除く。）は、この限りではない。

(3) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して適当な帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとする。

7 調査研究の報告

委託を受けた民間施設は、実績報告書（別紙様式3・4）、収支精算書（別紙様式5）を作成し、別途定められた期日までに教育長に提出するものとする。

8 委託の額の確定

教育長は、上記7により提出された実績報告書について、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、民間施設に通知するものとする。

9 再委託の禁止

本調査研究に係る委託事業の全部又は一部を再委託することはできないものとする。

10 事業実施状況等の実態調査

教育長は、必要に応じて、事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査をおこなうものとする。

11 留意事項

4(2)学習評価等に関する協働システム構築の取組の事業実施計画書(別紙様式2)を作成する場合は、学校、市町村教育委員会、教育局等と連携をとり、作成すること。